

泥酔中に吐瀉物を誤嚥して死亡した事故につき、保険者による免責の抗弁が否定された事例

東京高裁平成二六年四月一〇日判決（東京高裁平成24（ネ）7655号、同25（ネ）2859号、保険金請求控訴、承継参加事件）判例時報2237号109頁

第一審・東京地裁平成二四年一一月五日判決（平成23（ワ）9701号）判例時報2237号118頁

梅村 悠

一 問題の所在

対して、Aの両親であるXらが、保険者であるYらに対して死亡保険金等の支払を求めた事案である。Aは、テレビ番組の制作会社の従業員であり、中国での海外ロケ普通傷害保険契約の被保険者であるAが死亡したことにを行うスタッフの一員として、現地の中国人関係者との

泥酔中に吐瀉物を誤嚥して死亡した事故につき、保険者による免責の抗弁が否定された事例（梅村）

八三（六三五）

宴席において、アルコール濃度の高い「白酒」による乾杯を繰り返し、泥酔した後、就寝中に吐瀉物を誤嚥して窒息死したが、Yらは保険事故の要件を欠いているとして、死亡保険金の支払を拒絶した。

第一審では、①Aの死亡は急激かつ偶然な外来の事故によるものか否かが主たる争点となり、東京地裁は、外來性・偶然性および急激性のいずれの要件も満たされるとして、保険金の請求を認容した（なお、Aの死亡が就業中の事故によるものか、および遅延損害金の起算点についても争われているが、本稿では検討の対象から外すこととする）。控訴審においても、同様に上記①が争われ、これが肯定されているが、その理由付けは、同審係属中に出された最高裁判決（最判平成25年4月16日裁判集民事243号315頁（以下「平成25年最判」とする）に則したものに変更されている。これに伴い、

控訴審では、②Yらによる疾病免責の抗弁が認められるか、③Yらによる心神喪失免責の抗弁が認められるかが争われることとなつたが、いずれの抗弁も斥けられている。

後述のとおり、（その妥当性については、疑問が呈さ

れているが）平成25年最判を前提とするかぎり、上記①に関する本判決の判示は動かし難いものと考えざるを得まい。他方、上記②・③は、今後、同種事案が生じた場合に参考となろうが、②に関する本判決の理由付けには検討の余地がありうるところであり、上告審の行方が注目される。

二 事実の概要

日本放送協会（NHK）は、放送番組の制作に当たり、その業務の一部をX3（放送番組の企画、制作等を目的とする株式会社）に委託し、X3は、さらにその業務の全部または一部をX4（放送番組の企画、制作等を目的とする株式会社）に再委託していた。Aは、X4に勤務し、ロケ現場における音声、照明スタッフ等の業務に従事していた。

X4は、平成20年4月30日、Y2（損害保険業等を目的とする株式会社）との間で、普通傷害保険契約（保険契約者：X4、被保険者：A、死亡保険金受取人：X4、保険期間：平成20年5月14日～平成21年5月14日、死亡保険金額：1000万円とするも

の）を締結した。また、X3は、平成21年1月26日、Y1（米国ニューヨーク州に本社を有する外国保険業者であり、日本において外国損害保険業免許を取得している）との間で、グループ傷害保険契約（保険契約者：X3、被保険者：A、死亡保険金受取人：X3、保険金：額：2000万円とするもの）を、平成21年3月24日、海外旅行保険契約（保険契約者：X3、被保険者：A、死亡保険金受取人：指定なし、保険期間：平成21年4月1日～平成22年3月31日、死亡保険金額（傷害死亡）：1億円（疾病死亡は3000万円）とするもの）を締結した。

本件各保険契約においては、いずれも保険金の支払事由について、被保険者が急激かつ偶然な外来の事故によつてその身体に傷害（身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取したときに急激に生ずる中毒症状（継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除く）を含む）を被つたこと（及びそれによる直接の結果として死亡したこと）が要件として定められている（Y1海外旅行普通保険約款

2条6号・同傷害死亡保険金支払特約条項1条1号、Y1グループ傷害保険普通保険約款1条1号2号・10条、Y2傷害保険普通保険約款1条1号2号・5条）。また、（死亡）保険金を支払わない場合として、いずれの契約においても「被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失」が定められている（Y1海外旅行普通保険約款傷害死亡保険金支払特約条項4条5号、Y1グループ傷害保険普通保険約款4条5号、Y2傷害保険普通保険約款3条5号）。

Aは、平成21年4月1日から10日程度の予定で、NHKの放送番組の制作に際して、NHK職員であるプログラマムディレクターB及びカメラマンCと、中国でロケを行うことになった。

平成21年4月8日午後8時半ころから午後10時ころにかけ、AやB、Cと現地の中国人との間で宴席が設けられ、その席でAはアルコール度数の高い酒を大量に飲んだ（本件宴席は中国共産党の担当者から提案され、Bは、中国では返礼を断るのは失礼に当たることや今後の撮影を許可してもらうためにも共産党の担当者等との縁を深めておく必要があることから、日本側スタッフが

一人でも欠けると失礼になると考え、3名の日本人スタッフが揃つて出席することとなつた。本件宴席で、Aを含む日本側スタッフは、多数回乾杯を求められ、アルコール度数が50度を超えるような白酒を水などで割ることもなく一気に飲み干し、結局、合計で10杯程度の白酒を飲んだ）。そして、翌9日の朝に、Bがホテルの自室で死亡しているAを発見した（検死に当たつた中国の医師は、Aの死亡日時を「4月9日午前2時頃」、死亡原因を「飲酒後嘔吐物により食べ物の逆流にて窒息？」と記載した居民死亡医学証明書を作成した）。

Aの死亡に伴い、Aの法定相続人であるX1・X2は、本件各保険契約に基づき、それぞれY1及びY2に対し保険事故の要件を欠いているとして、Y1・Y2は、保険金の支払を拒絶した。

第一審（東京地判平成二十四年一一月五日判時2237号118頁）は、Aの死亡が急激かつ偶然な外来の事故によるものであるかにつき、以下のように判示した。

すなわち、外来性について、「ア 本件各保険契約はいずれも保険金の支払事由を被保険者が急激かつ偶然な

外来の事故によつてその身体に傷害を被つたこと（及びそれによる直接の結果として死亡したこと）と定めているところ…、ここにいう外来の事故とは、その文言上、被保険者の身体の外部からの作用による事故をいうものと解される（最高裁判所平成一九年七月六日第二小法廷判決・民集61巻5号1955頁参照）。以下「外来性の要件」という。）。

そして、当該事故が被保険者の身体の外部からの作用によるものであるか否かについては、当該外部からの作用と当該事故との間に条件関係があることに加えて、当該外部からの作用により当該事故が生じることが客観的に見て、社会通念上相当であるか否かという基準によつて判断するのが相当である。

イ 以上の観点から、本件事故について検討すると、本件認定事実のとおり、本件事故は、Aが大量に度数の高いアルコールを摂取した結果生じたものであるから、高濃度アルコールの大量摂取という身体外部からの作用と、本件事故との間には条件関係が認められる。

そして、アルコール度数が50度を超えるような酒をストレートでコップ一〇杯近く飲むというAの行為から、

嘔吐中枢が刺激され嘔吐したところ、同じく高濃度のアルコールの大量摂取により、急性アルコール中毒に陥り意識低下や気道反射の低下が生じていたため、吐瀉物を誤嚥してしまうという本件事故が生じることは、客観的に見て、社会通念上相当なものと評価できる。」とした。

うえで、偶然性・急激性の要件も満たされたと判示した。そして、「以上によれば、本件事故は、外来性の要件、偶然性の要件及び急激性の要件をいずれも満たす。そして、嘔吐中枢が刺激されたためにAが嘔吐したところ、急性アルコール中毒に陥り意識低下ないし気道反射の低下が生じていたため、吐瀉物を誤嚥してしまった」という本件事故からAの窒息という傷害結果が生じたことが認められる。」として、Aの死亡が急激かつ偶然な外来の事故によるものと認めた。

三 判旨（控訴棄却（確定））

「一 爭点一（Aの死亡が急激かつ偶然な外来の事故によるものか）について

(1) まず、外来性の要件については、本件最高裁判決に照らしても、Aの窒息をもたらした吐瀉物の誤嚥が

あつたことによつて、その要件が満たされるものということができるところ、Yらは、そもそもAが上記の吐瀉物の誤嚥による窒息によつて死亡したのではなく、急性アルコール中毒による呼吸麻痺等によつて死亡したものであると主張している。：

しかし、：：Aが急性アルコール中毒による呼吸停止や心肺停止によつて死亡したとするYらの主張を採用することはできず、Aは、吐瀉物の誤嚥という外来の事故によつて死亡したものと認めるのが相当である。

(2) 次に、急激性の要件及び偶然性の要件について検討するに、前記（1）のとおり、本件最高裁判決によれば、Aの窒息をもたらした吐瀉物の誤嚥は外来の事故と認められるのであつて、この誤嚥が突発的に発生したもので、窒息という傷害の結果が発生するまでに時間的間隔がなかつたことや、そのことにつき被保険者であるAの故意によるものではないことは、上記認定の一連の経過に照らし、明らかといふべきである。したがつて、Aは、急激かつ偶然な事故により死亡したものと認められる。：

(3) よつて、Aの死亡は、急激かつ偶然な外来の事

故によるものということができるから、争点一に關するXらの主張は理由がある。」

〔四〕 争点三（疾病免責の抗弁）について

（1） 疾病とは、海外旅行保険約款において、急激かつ偶然な外来の事故によつて被つた身体の傷害以外の身体の傷害をいうものと定められており、他の本件グループ傷害保険契約及び本件普通傷害保険契約には、これに応じた定義が定められてはいらないものの、契約の性質に共通する面があるため、本件海外旅行保険契約におけるものと同義のものと認めることができるのであって、単に「病氣」というよりも広い概念であると解すべきである。

そして、Aについては、本件認定事実により認められる飲酒量や本件宴席終了時及びその後に呈した症状等からして、急性アルコール中毒の状態に陥つたものと認めて差し支えないところ、前記一の事故はこの急性アルコール中毒によつて生じたものと認めるができるから、Aの急性アルコール中毒が、疾病、すなわち急激かつ偶然な外来の事故によつて被つた身体の傷害以外の身体の傷害といえるかについて、検討する。

（2） まず、飲酒、すなわち本件宴席における高濃度のアルコールの摂取は、被保険者の身体の外部からの作用であるから、急性アルコール中毒についても、外来の事故によつて生じた傷害であると認めることができる。

（3） 次に、本件宴席の開始時刻が午後八時三〇分頃で、午後一〇時頃にはAが酔いつぶれたことを契機に本件宴席が終了しているところ、Aは、約一時間三〇分の間に高濃度のアルコールを摂取し、本件宴席が終了する頃には急性アルコール中毒の状態に陥つていたものと認めることができる。そして、Aは、これまで認定したとおり、本件宴会の前にBに対して酒を全部は飲まずに床にこぼすよう話をしたり、自分自身でも乾杯の際に途中から酒を床にこぼすなどして、なるべく飲まないよう配慮していたことが認められるから、同人が急性アルコール中毒又はこれに類似する状態になることを意図して上記のアルコール摂取を継続したとまでは認められないというべきである。したがつて、Aの急性アルコール中毒は、急激かつ偶然な事故によつて生じた傷害であると認めるのが相当である。

もつとも、急激性の要件については、：時間的間隔の

短さが重要であるとしても、事故の発生を予見することができたか否か、また、予見できた場合に、その結果の発生を回避することができたか否かという観点から検討することも必要であり、また、偶然性の要件についても、同様のことが問題になり得る。ただし、本件各保険契約では、：被保険者の重過失によつて支払事由が生じた場合は免責事由とはされていないから、本件各保険契約においては、著しい不注意（重過失）による事故招致であつても、：保険金が支払われるものである。そうすると、予見可能性や結果回避可能性が問題になるとしても、そのような観点を念頭において検討することが必要である。

そこで、そのような観点から検討すると、本件では、：Aにおいて、急性アルコール中毒又はこれに類似する状態に陥ることまで予見しながら飲酒を重ねていたものと認めることはできない。そして、中国の地方における宴会の習慣等：をも併せ考慮するならば、Aが急性アルコール中毒又はこれに類似する状態に陥ることを回避しようと努めたにもかかわらず、：その酒量抑制の努力が奏功することなく、急性アルコール中毒又はこれに類す

る症状を呈してしまつたものと推認することができる。したがつて、予見可能性や回避可能性の観点から考察しても、Aについて、上記の認定を妨げる事情はないものというべきである。

（4） そうすると、Aの急性アルコール中毒は、急激かつ偶然な外来の事故によつて被つた身体の傷害ということができるから、疾病に該当せず、争点三に関するYらの主張は理由がない。

五 争点四（心神喪失免責の抗弁）について

（1） 心神喪失とは、一般に、精神の障害により事物の理非善惡を弁識する能力がなく、又はその弁識に従つて行動する能力のない状態をいうところ、本件各保険契約においては、いざれも「被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失」によつて生じた傷害に対しても保険金を支払わないという文言が使用されており（本件特約条項等）、心神喪失免責が疾病免責と共に定められているから、被保険者の傷害が急激かつ偶然な外来の事故によって生じたものとしても、疾病を原因とする傷害と並んで、被保険者が心神喪失による判断能力や行動制御能力を全く状態にあることを原因として生じた傷害については、

保険給付の対象から排除される。これは、心神喪失状態にある者は、意識しないうちにあえて自らを傷害が発生する危険性の高い状況に置いてしまうことがあるため、その危険が実現して生じた傷害についてまで保険給付の対象とすることは適当ではないとの趣旨に基づくものである：したがって、本件における心神喪失免責条項は、心神喪失と発生した保険事故との間に相当因果関係が認められる場合に免責されることを定めたものであつて、

心神喪失であれば発生した保険事故との間に相当因果関係が認められなくとも保険金の支払が免責されることを定めているものと解することはできない：

(2) 上記の前提で本件について検討するに、本件においてAにつき死亡という結果をもたらした吐瀉物の誤嚥事故は、Aが飲酒による一時的心神喪失状態又はその影響が残存している状態の下で発生したものであることは間違いないとしても、その前提となつた嘔吐は、精神の障害により事物の理非善惡を弁識する能力がないことやその弁識に従つて行動する能力のない状態にあることを原因として発生したものということはできない。そして、嘔吐に続いて生じた誤嚥は、一般に咀嚼能力や

嚥下能力や気道反射の低下等によつてもたらされるものであり、意識が清明な状態でも起こり得るものであつて、心神喪失状態にあれば高い確率で発生するというものではない。結局、本件で問題となつてゐる誤嚥事故は、Aが泥酔して寝込んでいる最中に起きたものであることはそのとおりであるが、心神喪失状態にあつたことが原因となつて発生した事故とはいえないというべきである。

(3) したがつて、争点四に関するYらの主張は理由がない。」

四 本判決の検討

1 吐物の誤嚥が傷害保険普通保険約款において保険金の支払事由として定められた「外来の事故」に該当するかについては、上述の平成25年最判によつて、最高裁の立場が明示されるに至つてゐる。すなわち、被保険者が飲酒を伴う食事をし、鬱病の治療のために処方されていた複数の薬物を使用した後に目を覚まし、その後に嘔吐し吐物を誤嚥して窒息により死亡した事案において、平成25年最判は、吐物の誤嚥が約款所定の保険事故に

当たるとしたうえで「誤嚥は、嚥下した物が食道にではなく気管に入ることをいうのであり、身体の外部からの作用を当然に伴っているのであつて、その作用によるものというべきであるから、本件約款にいう外来の事故に該当すると解することが相当である。この理は、誤嚥による氣道閉塞を生じさせた物がもともと被保険者の胃の内容物であつた吐物であるとしても、同様である。」とした。

本判決の原審では、「嘔吐中枢が刺激されたためにAが嘔吐したところ、急性アルコール中毒に陥り意識低下ないし氣道反射の低下が生じていたため、吐瀉物を誤嚥してしまった」という一連の事象を保険事故と捉えて、外来性の有無が判断されていた。これに対しても、本判決は、審理係属中に出された平成25年最判に基づいて、「吐瀉物の誤嚥」＝「外来の事故」と捉えている。

平成25年最判については、「これを傷害保険でいう外来の事故に含めるのは不自然のそしりを免れない」（戸出正夫「傷害保険における食吐物誤嚥死亡事故の外來性」石田満（編）保険判例の研究と動向2014・196頁（文眞堂、2014年）との批判がなされて

いるところであり、同様に判旨に批判的な見解が多く示されている（植草桂子「傷害保険の外來性要件－飲酒後の吐物誤嚥事故に関する2つの裁判例をめぐって－」保険学雑誌621号192頁（2014年）、土岐孝宏「判批」法学セミナー704号113頁（2013年）、潘阿憲「吐物誤嚥事故における外來性の要件－最高裁平成25年4月16日判決を中心に－」生保論集187号121頁（2014年）など）。ただ、理論的に問題があるとしても、実務においては、平成25年最判によつて、誤嚥は、氣道閉塞物が何であれ、常に傷害保険普通約款1条所定の外來の事故となることが（判例変更がなされない限り）確定したことになる（戸出・前掲196・197頁）。したがつて、平成25年最判を前提とするかぎりにおいて、本件においても吐物誤嚥自体が外來の事故に該当するものと解さざるを得まい。

同様に、急激性及び偶然性の要件についても、吐瀉物の誤嚥自体を保険事故と捉えるかぎり、本判決が説示するように、誤嚥と窒息死との間に時間的間隔がなく、誤嚥は故意によるものではないから、いずれの要件も満たされるという解釈が導かれることとなろう。

2 以上のとおり、平成25年最判を前提とするかぎり、本件事案における吐物誤嚥は急激かつ偶然の外来の事故に該当することとなる。したがつて、Aがアルコール度数の高い酒で乾杯を繰り返したことで、急性アルコール中毒になつたという事実は、原審のように、原告が主張・立証すべき保険事故の内容の一部を構成するのではなく、抗弁（疾病免責・心神喪失免責）事由として、保険者が主張・立証責任を負うこととなる（最判平成一九年七月六日民集61巻5号1955頁）。

「疾病」については保険法上定義規定が置かれておらず、解釈に委ねられることになる（山下友信・米山高生『保険法解説』149頁〔洲崎博史〕（有斐閣、2010年））ところ、本判決は、疾病について、「急激かつ偶然な外来の事故によつて被つた身体の傷害以外の身体の傷害をいう」とする海外旅行保険約款の定義が、定義規定のない他の傷害保険契約においても妥当し、「単に『病気』というよりも広い概念であると解すべき」とする。そして、Aの急性アルコール中毒が、疾病といえるかについて、「まず、飲酒、すなわち本件宴席における高濃度のアルコールの摂取は、被保険者の身体の外部からの

作用であるから、急性アルコール中毒についても、外来の事故によつて生じた傷害であると認めることができるとする。そのうえで、本判決は、急激性（1時間30分の間にアルコールを摂取していたこと）、偶然性（急性アルコール中毒になることを意図して飲酒していたとまではいえないこと）についてもそれらを肯定し、「Aの急性アルコール中毒は、急激かつ偶然な外来の事故によつて被つた身体の傷害ということができる」とする。

本判決が述べるよう、飲酒（アルコールの摂取）について、外来性が認められることは確かであろうが、急激性あるいは偶然性の要件が満たされるかどうかについては議論の余地があろう（『新種保険の査定実務－傷害保険編』16頁（保険毎日新聞社、1984年）は「大学のクラブのコンパで酒を飲み過ぎ、急性アルコール中毒で死亡したような場合は、急激性あるいは偶然性の要件を満たさず担保されないことにならう」とする）。

本判決によれば、多量の飲酒（アルコールの摂取）が「事故」であり、当該事故（多量の飲酒）によつて被つた身体の傷害が急性アルコール中毒と捉えられているが、

そうであるとすれば、急激性についてはともかく、偶然性に関する判旨は的を射ていないと思われる。本判決は、Aが「急性アルコール中毒」になることを意図してアルコール摂取を継続したとまでは認められない」ことをもつて偶然性を否定するが、約款の構造上、偶然性が求められるのは、「身体の障害」（急性アルコール中毒）についてではなく、「事故」（多量の飲酒）についてであろう。

そもそも、判旨は、多量の飲酒が、いかなる理由において「事故」に該当するといえるのかについても、明らかにしていない。社会通念上、「事故」が「思いがけず生じた悪い出来事。物事の正常な活動・進行を妨げる不慮の事態。」（松村明（監修）『大辞泉（第二版）』上 1582頁（小学館、2012年））を意味するとして、誤嚥が事故にあたることは明白であるが、多量の飲酒がこれにあたるかどうかは明らかとは言えないと思われる。平成25年最判に對しては、向精神薬を服用しアルコールによる中枢神経抑制作用の下、精神機能、知覚、運動機能等の低下現象のもとでの吐物誤嚥による死亡の原因は「いわば病気（疾病）に比肩し得る状態にあつた

ものと評価することができよう」とする見解（石田満（編）『保険判例2012』322頁「石田満」（保険毎日新聞社、2012年））が示されていることにも鑑みれば、上述した理由から、一般論として、急性アルコール中毒を「急激かつ偶然な外来の事故によつて被つた身体の傷害」と解するのは困難である（したがつて、任意に大量の飲酒をして体調の異常を來した場合には疾病免責が認められるべき）と考える。

もつとも、本件事案においては、Aが職務を遂行するにあたつて、多量の飲酒をせざるを得ない状況におかれていったという点をいかに評価すべきかが問題となろう。議論のあるところではあろうが、急性アルコール中毒を惹起した多量の飲酒が、被保険者によつて、任意ではなく、そうせざるを得ない状況の下でなされた場合であれば、当該飲酒を「事故」と評価することが可能となろうし、（回避可能性がなかつたことを理由として）偶然性も肯定することができるのではないかと考える（洲崎博士「吐物誤嚥事件と傷害保険における外来性」損害保険研究74卷3号1頁（2014年）は、「大学の新歓コンペ等で一気飲みをさせられるケースや本件のような場

合が」傷害にあたらないとの結論は、一般社会ないし一般消費者が傷害保険契約に対し抱いているであろうイメージ—おそらくは『何らかのアクシデント（予期せぬ事故）のリスクをカバーするもの』というイメージであろう—にそぐわないように思われる」としている。

本判決も、（傍論であり「判旨」において引用しなかつたが）「〔本件事案においては〕特殊な事情が認められるのであって、ただ単に私的な酒席で自らの嗜好に任せて多量の飲酒をして泥酔したという事件とは、事案を異にするというべき」として、本件事案と任意による多量の飲酒の事案とを区別し、前者の事案の特殊性を強調することで、その結論の妥当性に言及している。しかし、本判決の理論構成によれば、（重過失免責のない本件各保険契約の下では）前者のみならず、後者の事案であつても、疾病免責の抗弁が斥けられるという結論を導くこととなり、そうなると、Yらが主張するように、保険料の高騰を招き、契約者全体にとって不利益となるおそれがあろう。したがつて、上述のとおり、半ば強制的に多量の飲酒をさせられていたという事実を「事故」と評価し、当該事故の偶然性を肯定するという理由づけをす

べきではなかつたかと考える。

3 従来、裁判例において、心神喪失免責が認められてきたのは、心神喪失が傷害の直接の原因となつた事例（違法薬物により、精神に障害を来て、路上で横臥し、普通貨物自動車にひかれ死亡した事例（東京高判平成二〇年九月二四日交民集41巻5号1171頁）など）においてであつて、そうではない場合、免責条項の趣旨に鑑みて、その適用は否定されてきており（簡易生命保険約款2条2号が規定する精神障害免責条項についてであるが、大阪地判平成一八年一一月二九日判タ1237号304頁は、「被保険者が精神疾患等により精神障害の状態にある場合に、その影響下で、自ら事故を招いた場合に、免責となる趣旨で規定されたものと解するのが相当」として、免責を否定している）、本判決も、これらの先例と軌を一にするものといえる。本件誤嚥事故が、心神喪失状態にあつたことを直接の原因として発生したものと評価できない以上、心神喪失免責条項を適用すべきではなく、判旨は妥当である。

4 なお、実務においては、約款の改正によつて、従来、争いになることの多かつた「入浴中の溺水」や「誤

「嚙性肺炎」を補償対象外とする例がみられる。訴訟に時間と費用を費やすのは、保険者にとつても契約者にとつても無益なことであるから、てん補範囲の曖昧な部分が明確化されること自体は望ましいだろう。もつとも、改正の方向性としては、上記のようなてん補範囲の縮小だけではなく、保険料の調整によつて危険担保を拡張することも考えられる（戸出・前掲200頁は「疾病保険との境界は重なつてもよいのではないか」とされる）。いずれにせよ、傷害保険は、約款立法技術上も、保険設計上も、より分かりやすく脱皮がなされる必要があろう（戸出・前掲200頁）。

